

# 企画競争実施の公示

令和元年6月18日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名及び概要

2019年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「インバウンドビジネスプレーヤー創出・支援事業」

### (2) 業務内容等

#### 【業務の目的】

国は、観光立国推進基本計画に基づき、2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人、外国人旅行消費額8兆円等の目標を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等の施策を積極的に押し進めている。

一般社団法人山陰インバウンド機構においては、2019年度（4月～3月）には、30万人延べ泊以上、2020年度に40万人延べ泊以上の達成を目標とし、増加する外国人旅行者のニーズに的確に対応し、地方のインバウンド消費へつなげていくこととしている。

こうした中、山陰地域においては、訪日外国人旅行者向けのインバウンドビジネスに取り組む企業（者）が、少ない状況であり、今後、訪日外国人旅行者の来訪・滞在促進や、消費拡大を図って行くためには、インバウンドビジネスの整備が急務である。

本事業は、インバウンドビジネスの起業や事業展開をしようとするプレーヤー（事業者、企業）に対して、地域と密接な関係にある金融機関等との連携による新しい支援体制の元で、育成、事業展開を図るために実施する。

#### 【業務の内容】

別紙、説明書による。

#### 【成果物の提出方法】

別紙、説明書による。

### (3) 履行期限

令和2年3月10日（火）

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo00@sage.ocn.ne.jp

TEL:0859-21-1502 / FAX:0859-21-1524

#### (2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和元年6月28日(金)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 持参もしくは郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

#### (4) ヒアリング実施の有無 無

#### (5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業

務を安定的に遂行できるものであること。

⑤業務成果の中立性:適正公平な業務成果を示すことができること。

⑥必要経費:業務内容に見合った適切な経費であること。

⑦専門的知識:業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

#### 4. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約書作成の要否 要

(3)本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件:完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額:1,200万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4)企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5)提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6)提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7)提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8)提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9)原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10)提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(11)特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。

(12)提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。

(13)提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。

(14)企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。

・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点

(15)契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。

(16)不明な点等の問い合わせ先等

・問い合わせ先:3.(1)に同じ(担当:米村)

・問い合わせ方法:電話又は来訪

- ・問い合わせ期間：公示の日から、3.（3）に記載の提出期限まで  
なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

2019年度訪日外国人旅行者周遊促進事業  
「インバウンドビジネスプレーヤー創出・支援事業」

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和2年3月10日

## 3. 業務の目的

国は、観光立国推進基本計画に基づき、2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人、外国人旅行消費額8兆円等の目標を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等の施策を積極的に推し進めている。

一般社団法人山陰インバウンド機構においては、2019年度（4月～3月）には、30万人延べ泊以上、2020年度に40万人延べ泊以上の達成を目標とし、増加する外国人旅行者のニーズに的確に対応し、地方のインバウンド消費へつなげていくこととしている。

こうした中、山陰地域においては、訪日外国人旅行者向けのインバウンドビジネスに取り組む企業（者）が、少ない状況であり、今後、訪日外国人旅行者の来訪・滞在促進や、消費拡大を図って行くためには、インバウンドビジネスの整備が急務である。

本事業は、インバウンドビジネスの起業や事業展開をしようとするプレーヤー（事業者、企業）に対して、地域と密接な関係にある金融機関等との連携による新しい支援体制の元で、育成、事業展開を図るために実施する。

## 4. 業務の内容

### （1）フォーラム（講演会）の開催

#### ①概要

- ・インバウンドビジネスの意義・現状について、理解を深めると同時にインバウンドビジネスに着手するきっかけづくりの場とする。
- ・開催に併せて、以下、（2）（3）に記載する事業の周知を行うことにより当該事業への参加を促し、インバウンドビジネス参入への機運を高める。

#### ②対象

- ・インバウンドビジネスに新規参入、或いは、既存事業の拡充等により、生産性向上・売上拡大を検討する企業、又は、個人事業主
- ・インバウンドビジネスに興味・関心を持つ地域関係者

・インバウンドビジネス事業者を支援する団体・関係者等。

③開催時期等

令和元年7月から令和元年9月

④開催場所

鳥取県または島根県

⑤定員

130名程度

⑥内容

- ・インバウンドビジネスに精通、或いは実績のある講師による基調講演や、インバウンドビジネスに繋がる情報提供等を行うこと。
- ・講師や関係者などによる意見交換の場等を設け、インバウンドビジネスの意義、必要性をより分かり易く伝えること。

⑦その他

- ・講演会全体の時間は、3時間～4時間程度とすること。
- ・講演会の参加費用は、無料とすること。

(2) インバウンドビジネススクールの開催

①概要

山陰を訪れる訪日外国人旅行者の動向や、インバウンドビジネスの設計・プロモーションのノウハウ等を学習する場の企画・運営

②対象

インバウンドビジネスに新規参入、或いは、既存事業の拡充等により、生産性向上・売上拡大を検討する企業、又は、個人事業主

③開催時期等

令和元年9月～令和元年11月の間に、2日間を2回

④開催場所

鳥取県または島根県

⑤定員

20名程度

⑥内容

- 1) 山陰地域でインバウンドビジネスを起業、展開する為に必要な情報やノウハウが習得できるカリキュラムとすること。
- 2) 2～3日を1クールとして、2クール実施すること。
- 3) 次年度に実現可能性の高い新規ビジネスプラン（人材）を5件程度策定することを目標設定とすること

(3) インバウンドビジネスステップアップ支援

①概要

インバウンドビジネスを展開しようと準備をしている企業や事業者、

又は既にインバウンドビジネスを展開しているが課題に直面している事業者(企業)向けに、顕在化している課題、市場、分野毎にセミナー・分科会等を開催運営することで、事業展開のスピードアップを図る。

②対象

インバウンドビジネスを起業、又は既に展開している事業者(企業)で、新たな展開に向け、新たな情報やノウハウ、機会等を必要とする事業者(企業)

③開催時期等

令和元年9月頃～令和2年2月末

④内容

- 1)参加事業者の状況に柔軟に対応し、対象市場、分野、課題等毎にセミナー、分科会等を企画開催する。
- 2)対象市場、分野、課題等毎に、それぞれ3回程度開催。
- 3)参加事業者(企業)数は10件を目標とし、うち、課題解決による事業の拡充件数は3件程度に目標設定すること。

(4) 事業の効果・実績の把握、分析等

- ①「インバウンドスクール開催」については、受講者に対するアンケート等により、習熟度や事業意欲等を評価・分析するとともに、今後の人材育成事業について提案すること。
- ②「インバウンドビジネスステップアップ支援」においては、参加前のそれぞれの事業者(企業)の状況を把握し、本事業参加による成果及び今後の展開策についてまとめること。

5. 報告書の提出等

- (1) 提出物 事業実施完了報告書(A4版) 5部(紙媒体)
- (2) 提出場所 (一社)山陰インバウンド機構
- (3) 提出期限 令和2年3月10日(火)

なお、作成に当たっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等を分かり易く編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

6. その他

- (1) (一社)山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業に趣旨に沿って行うよう配慮すること。